

移動等円滑化取組計画書

令和 5 年度

住 所 大阪府池田市井口堂 1 丁目 9 番 2 1 号
事業者名 阪急バス株式会社
代表者名 取締役社長 井 波 洋

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・当社では一般路線バスにおいてノンステップバス及びワンステップバスの導入を進め、低床率は 100%に達している。2015 年度以降、一般路線バス車両の新造車両は基本的に全てノンステップバスを導入しており、2022 年度末時点のノンステップバス導入比率は 72.4%（適用除外認定車両を除く）となっている。今後ともノンステップバス導入率の向上を図るべく、導入する一般路線バスの新造車両は、全てノンステップバスでの導入を目指す（ただし、道路構造等の物理的条件に起因し、ノンステップバスでの運行が不可能な路線において使用する車両を除く）。
<p>(2) 役務の提供、旅客支援、情報提供、教育訓練等、広報・啓発に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">・バス停留所は道路占有・使用等の関係上、どうしても情報の提供スペースに制約が出てくる。与えられた条件のもとに、バス車両やバス停留所等を使用した情報提供の拡充やご利用者の意識啓発等に取り組む。・運転士等現業職員の接遇対応の平準化を図るため、視聴覚教材を活用した教習を実施するとともに、介助の知識と技能の向上を図るため、資格の取得促進に取り組む。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ノンステップバス	一般路線バスの新造車両については、道路構造等の物理的条件に起因し、ノンステップバスでの運行が不可能な路線において使用する車両を除き、全てノンステップバスを導入する。(2023 年度は導入予定の 40 両全てをノンステップバスでの導入を目指す)

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
スロープ板及び車椅子固定用装置の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子をご利用されるお客さまに対して、スロープ板及び車椅子固定用装置を用いて円滑で安全な乗降を提供する。また、そのための教育を継続して実施する。(毎年度実施) ・バス車両の整備定期点検時にスロープ板及び車椅子固定用装置等の点検項目を設けており、設備等の機能維持に努める。(毎年度実施)
筆談具の備え付け	バス車内に筆談具を備え、聴覚障がいのお客さまからの求めに応じ、筆談具を使用した対応を行う。(毎年度実施)
バス車内モニターの利用	バス車内に設置しているモニターを用いて、停留所名・運賃に加え、ダイヤ変更等を文字情報にて提供する。また、車内放送においても停留所名等を案内する。(毎年度実施)

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車両へのステッカー貼付	一般路線バス全車両に補助犬マーク及びヘルプマークのステッカーを貼付する。(毎年度実施／導入予定全車両)
障がい者の接遇に関する資格を所有する職員の配置	運転士に加え、営業所管理者及び本社職員についてもサービス介助士の資格を取得し、管理部門においても障がい者の接遇に関する資格を所有する職員を配置する。(毎年度実施)
ハンドル型電動車椅子の試験的乗車の取り扱い	当社において事前に機種を確認し、一定の要件を満たし安全を確保できると判断した機種については、試験的にご乗車いただける取り扱いを行う。(2022年度～試験的取り扱い)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
優先座席の明確化	一般路線バスの優先座席に、ピクトグラムを表示したシート生地を用いることで、優先座席の明確化を図る。(毎年度実施／導入予定全車両)
バス車両における情報提供の拡充	行先の視認性向上のため、一般路線バス車両の車外行先表示機を白色LED化する。(毎年度実施／導入予定全車両)
バス停留所における情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・路線図に順次ユニバーサルフォントや色を用いたデザインを採用し、見やすさの向上を図る。(毎年度実施) ・デジタルサイネージを設置し、時刻表、運行系統図、接近情報の掲出を開始する。(2023年度新規／阪急池田駅、JR長岡京駅の各のりばに設置予定)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
実地研修の実施	障がい当事者及び各支援団体にご協力いただき、バス車両を使用した実地研修を実施する。(毎年度実施)
運転士の技術向上	運転士を対象としたドライバーズコンテストを開催し、運転及び接客技術の向上及び意識啓発を図る。(毎年度実施)
運転士等への教育	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子をご利用されるお客さまに対する接客教習教材(DVD)を使用した教育を実施する。(毎年度実施) ・盲導犬、聴導犬、介助犬と一緒にご利用されるお客さまに対する接客教習教材(DVD)を使用した教育も実施する。(毎年度実施) ・高齢者の行動特性に特化した教育用教材冊子及び映像教材を製作・教育に使用し、高齢者に対する意識啓発を図る。(毎年度実施) ・新たに採用する運転士に対する教習プログラムにおいて、インスタントシニア体験を実施する。(毎年度実施)
障がい者の接客に関する資格の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに採用する運転士に対する教習プログラムに、サービス介助士の資格取得を組み込み、資格取得の促進を図る。(毎年度実施)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
バス車内での周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・バス車内放送において、座席譲りに関するアナウンスを組み込み、周知・啓発を図る。(毎年度実施) ・バス車内において、座席譲りに関するポスターを掲出(車内ディスプレイにも画像掲出)し、周知・啓発を図る。(毎年度実施)
バス車内へのステッカー貼付	<ul style="list-style-type: none"> ・優先座席の表示に、従来の文字に加え、ピクトグラムを用いたステッカーを貼付する。(毎年度実施/導入予定全車両) ・ベビーカーでの乗車方法を記載したステッカーを貼付し、安全なご利用方法の周知を図るとともに、他お客さまへの啓発を図る。(2023年度新規)
「阪急バスのノリセツ」(*)を活用した啓発	<p>ベビーカーでの乗車方法を記載したページを設け、ホームページに掲出するとともに、沿線自治体と連携し、転入者を対象とした配布書類の一つとして、ご協力いただける自治体に配布いただく。(毎年度実施)</p> <p>※阪急バスの乗り方・お得な情報(乗車券等)・路線図に加え、取り組みとマナー、ベビーカーでの乗車方法等を取りまとめた当社製作の冊子。</p>

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・ 本社内に教育及びCSの専任担当を配置しており、運転士等への教育を継続して推進していく。
- ・ 沿線自治体のバリアフリー関係会議へ当社も参加していく。
- ・ サービス介助士資格取得に係る費用については会社が負担し、資格の取得促進を図っていく。
- ・ 一般路線バス全線で利用できる高齢者専用定期券（グランドパス）を設定、またICカード化することで、シームレスな移動と運賃支払い時の利便向上を図っている。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
バス停留所へのデジタルサイネージの設置	デジタルサイネージを設置し、時刻表、運行系統図、接近情報の掲出を開始する。（阪急池田駅、JR長岡京駅の各のりばに設置予定）	より見やすく、分かりやすい情報提供を行うため。
バス車内へベビーカーでの乗車方法を記載したステッカー貼付	ベビーカーでの乗車方法を記載したステッカーを新たに貼付する。	安全なご利用方法の周知を図るとともに、他お客さまへの啓発を図るため。
一般路線のバス停留所にQRコード（ホームページに掲載する運行情報や接近情報へのアクセスの簡素化）のステッカーを貼付	記載を削除する。	対象停留所への対応完了のため。

V 計画書の公表方法

当社ホームページにて公表する。

VI その他計画に関連する事項

Ⅱ移動等円滑化に関する措置に記載された事項については、当社の中期経営計画に位置付けられている。

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。